

## 役員報酬規程

第1条 この規程は、社会福祉法人いきいき福祉会の役員の報酬に関する事項を定める。

- ここに定める以外の事項は、関係法令・定款・理事会の決定に従うものとする。
- この規程の報酬とは、役員としての職務執行の対価として支払う報酬費のことをいう。

第2条 本規程でいう役員とは、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。

第3条 この規程は原則として職員を兼務しない役員、評議員選任・解任委委員に適用する。

- 職員を兼ねる理事には役員報酬を支払わないものとし、この規定を適用しない。

第4条 理事長が法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 理事が、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 前項1、2、3において、理事会及び評議員会に出席した場合の報酬は支払わないものとする。

第5条 理事及び監事が理事会に出席したときは別表2により旅費交通費（実費弁償費）として3,000円を支払うことができる。なお必要に応じて適宜見直すことができる。

- 評議員が評議員会に出席したときは別表2により旅費交通費（実費弁償費）として3,000円を支払うことができる。なお、理事が評議員会に出席し、かつ同一日に開催された理事会に出席したときは、評議員会出席に係る旅費交通費（実費弁償費）を支払わないものとする。
- 役員選任・解任委員が役員選任・解任委員会に出席したときは別表2により旅費交通費（費用弁償費）として3,000円を支払うことができる。なお必要に応じて適宜見直すことができる。
- 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

第6条 この規程の改定は、理事会の承認を得たうえで評議員会の決議をもって行うこととする。

附 則

この規程は、2015年4月1日より適用する。

別表 1

名 称	報 酬 額	実費弁償費	備 考
理事長業務報酬等（日額）	10,000円	実 費	職員との兼務がない場合
理事及び評議員業務報酬等（日額）	10,000円	実 費	職員との兼務がない場合
監事監査指導報酬等（半日額）	5,000円	実 費	職員との兼務がない場合

別表 2（日額）

名 称	実費弁償費
理事会出席	3,000円
評議員会出席	3,000円
評議員選任・解任委員会出席	3,000円

2015年4月 1日 制定  
2015年7月28日 改訂  
2015年1月22日 改訂  
2016年3月22日 改訂  
2017年7月26日 改訂